

工事標準仕様書の建設局版と企業庁版の相違点（令和5年4月1日）

| 項目 | | | | 建設局版 | 企業庁版 | 頁 |
|----|----|----|-----|---|---|------|
| 編 | 章 | 節 | 項 | | | |
| | | | 枝番 | | | |
| | | | 表紙 | — 愛知県 建設局 | 土木工事標準仕様書 第2編から第10編、第12編、土木工事施工管理基準及び写真管理基準については、愛知県建設局を準用していません。 愛知県 企業庁 | — |
| 1 | 1- | 1- | 1 | 1.適用工事 愛知県 建設局・都市・交通局 愛知県公共工事請負契約約款 | 愛知県 企業庁 愛知県 企業庁 公共工事請負契約約款 | 1-1 |
| | | | 2. | 2.標準仕様書の適用 愛知県 建設局土木 工事監督要領 愛知県 建設局建設 工事検査要領 | 愛知県 企業庁 工事監督要領 愛知県 企業庁 工事検査要領 | 1-1 |
| 1 | 1- | 1- | 2 | 4.総括監督員 建設局長又は都市・交通局長 | 企業庁長 | 1-2 |
| | | | 43. | 43.情報共有システム 「愛知県情報共有運用ガイドライン」 | 「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県企業庁発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」 | 1-4 |
| 1 | 1- | 1- | 3 | 2.設計図書の照査 愛知県 建設局 「 設計変更ガイドライン 」 「 9 設計図書の照査について 」 照査要領(案) | 愛知県 企業庁 「 設計図書の照査ガイドライン 」 「 設計図書の照査 」 設計図書の照査チェックリスト | 1-5 |
| | | | 5. | 5.「設計・施工条件確認会議」の開催 「 土木工事 「設計・施工条件確認会議」 実施 要領」 | 「設計・施工条件確認会議」 試行 要領 | 1-5 |
| 1 | 1- | 1- | 6 | 2.施工計画書の記載事項 単価契約工事 緊急維持工事について、協定を締結した業者は、一般事項として、(3)、(8)、(9)を記載した施工計画書を年度当初に担当者へ提出すること。 | 保全工事等 — | 1-6 |
| 1 | 1- | 1- | 9 | 3. 第三者からの調達用地 施工上必要な土地等を 第三者から 借用 | 3. 用地の調達 施工上必要な土地等を借用 | 1-8 |
| 1 | 1- | 1- | 11 | 2.工事下請届 愛知県公共工事請負契約約款 | 愛知県 企業庁 公共工事請負契約約款 | 1-9 |
| 1 | 1- | 1- | 16 | 16.設計図書の変更 「 愛知県建設局・都市・交通局設計変更事務取扱要領 」 | 「 設計変更に伴う契約変更事務取扱細則 」 | 1-11 |

工事標準仕様書の建設局版と企業庁版の相違点（令和5年4月1日）

| 項目 | | | | 建設局版 | 企業庁版 | 頁 | |
|----|----|----|--------|------|---|---|--------------|
| 編 | 章 | 節 | 条 項 枝番 | | | | |
| 1 | 1- | 1- | 25 | 1. | 1. 工事完了届 の提出 工事 完了届 を監督員を通じて | 1. 完了通知 の提出 完了通知 を監督員を通じて | 1-21 |
| | | | | 2. | 2. 工事完了検査の要件 工事完了届 を監督員に提出 | 完了通知 を監督員に提出 | 1-21 |
| 1 | 1- | 1- | 29 | 9. | 施工管理 最新版の「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づく | 最新版の「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「 愛知県企業庁発注工事における情報共有システム運用の手引き(案) 」に基づく | 1-24 |
| 1 | 1- | 1- | 36 | | 36. 事故報告書 建設総務課に報告 | 管理部総務課に報告 | 1-29 |
| 1 | 1- | 1- | 50 | 1. | 1. 一般事項 条件変更確認請求通知に記載 | 工事打合簿(条件変更確認請求通知)に記載 | 1-44 |
| | | | | 2. | 2. 天災等 条件変更確認請求通知に記載 | 工事打合簿(条件変更確認請求通知)に記載 | 1-44 |
| 1 | 1- | 1- | 51 | 2. | 2. 現場責任者 愛知県公共工事請負契約約款 | 愛知県 企業庁 公共工事請負契約約款 | 1-44 |
| | | | | 3. | 3. 技術者の専任制 愛知県 建設局・都市・交通局・建築局 低入札価格調査等実施要領 | 愛知県 企業庁 低入札価格調査等実施要領 | 1-45 |
| | | | | 5. | 5. 現場代理人の常駐の運用 「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」(愛知県建設部長通知 平成31年3月5日付け 30建企第538号)による 建設局・都市・交通局発注工事の場合は | 「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」(愛知県建設部長通知 平成31年3月5日付け 30建企第538号 及び、企業庁通知 平成31年3月14日付け 30企総第1376号)による 企業庁 発注工事の場合は | 1-46 |
| 1 | 1- | 1- | 56 | | 契約後V E 「 愛知県建設局契約後V E 実施要領 」 | 「 愛知県企業庁契約後V E 試行要領 」 | 1-47 |
| 1 | 1- | 1- | 57 | 5. | 5. ICT活用工事 - | 【追記】 なお、実施要領において、「建設局」は「企業庁」に、「建設事務所」は「事務所」に、「建設企画課 土木技術G」は「総務課 技術管理・工事検査G」に読み替える。 また、工事名の末尾に（ICT活用工事）という明示は行わず、特記仕様書に明示する。 | 1-48 1-49 |
| | | | | 6. | 6. 建設現場の遠隔臨場 愛知県 | 愛知県 企業庁 | 1-49 |

工事標準仕様書の建設局版と企業庁版の相違点（令和5年4月1日）

| 項目 | | | | 建設局版 | 企業庁版 | 頁 |
|----|----|----|--------|---|---|------|
| 編 | 章 | 節 | 条 項 枝番 | | | |
| 11 | 1- | 1- | 1 | 1.適用規定（1） 愛知県 建設部 | 愛知県 企業庁 | 11-1 |
| 11 | 1- | 1- | 3 | 3.適用規定（3） 本章に定めがない事項については、第1編総則編、第2編材料編、第3編工事共通編の規定によるものとするが、これによりがたい場合は、監督員と協議を行うものとする。 | 4.水道工事の電気設備工事については、別に定める「工事標準仕様書【追録】」に基づくものとする。 | 11-1 |
| 11 | 1- | 1- | 4 | - - | 4.適用規定（4） 本章に定めがない事項については、第1編総則編、第2編材料編、第3編工事共通編の規定によるものとするが、これによりがたい場合は、監督員と協議を行うものとする。 | 11-1 |
| 11 | 2- | 1- | 1 | 1.適用規定（1） 愛知県 建設部 | 愛知県 企業庁 | 11-2 |
| 11 | 2- | 1- | 3 | 3.適用規定（3） 本章に定めがない事項については、第1編総則編、第2編材料編、第3編工事共通編の規定によるものとするが、これによりがたい場合は、監督員と協議を行うものとする。 | 4.水道工事の機械設備工事については、別に定める「工事標準仕様書【追録】」に基づくものとする。 | 11-2 |
| 11 | 2- | 1- | 4 | - - | 4.適用規定（4） 本章に定めがない事項については、第1編総則編、第2編材料編、第3編工事共通編の規定によるものとするが、これによりがたい場合は、監督員と協議を行うものとする。 | 11-2 |